

# 入札公告

不動産鑑定評価業務に係る条件付一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年5月18日

福島県会津若松建設事務所長 馬場 靖

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 第26-41340-9101号 不動産鑑定評価業務（道維）
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び不動産鑑定評価仕様書（様式第1号）による。
- (3) 履行期間 71日間
- (4) 履行場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 次のア又はイの条件を満たす不動産鑑定業を営む者であり、かつ、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
  - ア 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による福島県知事の登録を受けている者であること。
  - イ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による国土交通大臣登録を受けている者であり、かつ、福島県内に主たる事務所を有する者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の不動産鑑定評価業務一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に、上記2の（4）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、

次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- (1) 提出期間 令和8年5月18日(月)から令和8年6月4日(木)まで(土曜日、日曜日又は祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号965-8501  
福島県会津若松市追手町7番5号  
福島県会津若松建設事務所総務部総務課  
電話番号0242-29-5410
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留又は簡易書留郵便とし、令和8年6月4日(木)午後5時まで必着とする。

#### 4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先  
福島県会津若松建設事務所ホームページにおいて公開する。  
※入札説明書等は上記で公開するほか、福島県会津若松建設事務所総務部総務課においても閲覧することができる。
- (2) 入札及び開札の日時 令和8年6月17日(水)14時より
- (3) 入札及び開札の場所 福島県会津若松市追手町7番5号  
福島県会津若松合同庁舎 本館1階 会議室
- (4) その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第1号又は第2号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県会津若松建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 8 その他

### (1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) その他

詳細は、入札説明書による。